

反障害通信

18. 11. 15

73号

「個別的利害の対立?」と「個別的利害と普遍的利害の対立?」

フクシマ原発事故の後に、地元の高校生が放射線被害を問題にし、「障害者が生まれる」という発言をして、「障害者」サイドから批判の声があがったことがありました。

もっと前から言われていることで、「産む・産まないは女が決める」というフェミニズムの標語が、出産前診断技術が開発される中で、妊娠中絶で「障害者抹殺」につながるという話もでていました。それらは人工授精技術やDNA診断などのバイオテクノロジーの「発達」自体が、「障害者」の存在を否定することに繋がるという指摘も出ています。

それらの対立の構図を、宿命とか自然的な利害の対立としてとらえるひとたちがいて、「障害者」の間でも、そういうとらえ方からめとられているひとも出ています。

その対立の構図を読み取り、その対立の構図を超える運動としてどのように展開しているかを障害問題を軸に考えてみたいと思います。

「障害者」福祉の世界での個別利害の追求

地方自治というところで、首長と親交を深め、選挙のときには応援し、突出した福祉関係の補助金を得る、制度を作っていくという手法があります。大抵そういう場合は、福祉そのものに十全な予算をくんではいないので、「障害者」団体のパイのぶんどり合戦の様相を呈します。それは、国家レベルでも制度要求で権力を持つ側に頼って制度を作ろうとすることが起きています。そもそも今の与党政権が、国家主義的なところで危機を煽り軍事費増やし、経済成長の幻想を煽り金持ちのための政治を進め、福祉の切り捨てを進めている事態があります。長い目でみれば、自分たちの首を絞めることになることは明らかです。(註1)

先日、自民党の杉田水脈議員の「LGBTは生産性がない」発言で、「障害者」関係団体が、それらのことは、自分たちの存在を否定することだと署名を集め抗議活動を起こしました。性差別と障害差別問題をつなげる画期的な活動でした。(註2)

「フェミニズムと「障害者」の不幸な対立?」

「産む・産まないは女の自由」ということは、自己決定権という類いの話ですが、そもそも自己決定権のまやかしがあります。自己決定という主張は、エリート女性的文言として出てくるのです。

エリート的なことは優生思想に取り込まれているのです。そのことで、「産む道具」としての女性としてモノ化されます。それでも、エリート女性ほど、「そんなこと言っているから女は差別されるのよ」というところで女性に対して抑圧的に現れるという指摘もされて

います。生産性の論理にからめとられ、相対的差別から逃れられない、孤独の中で生きざるを得ないということがあります(註3)。優生思想では、産むべき女性、産むことを許されない女性と分断されていきます。この表面的な利害の対立を解決するスローガンとして、「産める自由を」という突き出しをしました。決してフェミニズムと障害問題が普遍的に対立するわけではないのです。

原発事故の被害と障害問題での対立？

冒頭に書いた「障害者が生まれる」という高校生の発言は、そもそも周りに「障害者」がいないというところから起きた発言だと言い得ます。

この対立の構図は、避難したひとと、避難しなかったひと・避難しても戻らざるをえなかったひとたちの間での分断という問題にもつながっています。そういう中で、避難していないひとたちの間で、「放射線被害をいうことは、風評被害に繋がるから止めて欲しい」という利害の対立のようなことが起きてきます。それは、そこに踏みとどまって生きるひとたちへの十全な情報提供と保障、避難することの保障、避難した人たちへの補償をきちんとしないことによって生まれているのです。(註4)

「今、ここで」というところでの利害の個別追求と普遍的利害の対立

そもそも、今のこの社会——資本主義の精神は「わが亡き後に洪水は来たれ」です。今、企業のデータ改ざん事件が起きています。商いで信用関係が命のはずが、今に限ったことではないのですが、繰り返し起きてきます。普遍的利害ということを考えたら、起きることのないことが起きています。まして、民衆の側では、蓄えもつくれず、一週間後の一万円より今日の千円という生き方を強いられていくとき、個別的利害を求めて、社会的普遍的利害、そして将来の利害を考えるとマイナスになることが分かっているのに、受け入れていくということがずーっと起きてきました。地域振興の名による原発立地の受け入れもまさにそのようなこととしてあり、事故が起きて逃げられないということがあり、一時的に避難しても戻らざるを得ないというところで帰還したひとたちもいます。いろいろな情報が出ています。放射線被害は、甲状腺ガンを始めはっきりと現れているし、免疫力の低下による心筋梗塞や脳梗塞、それからガンの発生など出ている、これから出てくるのは分かっているのに、政府も保障すべき会社も学者を使って隠蔽作業をし、そしてそこに過ごす人たちも情報に蓋をして生きようとしています。

こういう構図は沖縄の基地問題でもありました。そもそも米軍の銃剣とブルドーサーで基地が作られ、現実的にということで、「容認」せざるを得ないとして、少しでもとれるものは取るという構図の中で、からめとられていき、それが「本土復帰」の中での、ヤマトンチューがウチナンチューを切り捨ててきたなかで、同じ構図が続いています。しかし、もはや個別補償ということも機能しなくなり、基地からの利益の幻想が解体し、沖縄の経済振興に基地が桎梏として表出してくるなかで、沖縄の民意は反基地の方へ動いています。

今、桎梏になっているのは、反対しても負ける、社会は変わらないという諦観に運動を担うひとたちも含めてとらわれていることです。それを乗り越えていくのは、過去の運動の総括をなしきり、新しい関係作りの展望を出していく必要があると思っています。

高齢者福祉と「障害者」福祉の切り離しと統合

さて、わたしは「障害者運動」の中での、個別的利害と普遍的利害の対立の構図で、過去の運動の方針に対して疑問を出して置きたいと思います。それは、高齢者の介護保険制度が始まる時に、「障害者」サイドから高齢者福祉を切り離す要求をしたことです。福祉全般の統一というところで、福祉制度を高齢者も「障害者」も統一しようという政権の動きの中で起きたことです。「障害者運動」サイドから、自分たちの既得権が侵害されるということでの要求です。今日そのことの付けとして、介護保険制度への「障害者」への取り込みが起きています。

逆の成功した一つの教訓もあります。それは、C型肝炎訴訟の活動スタイル、「誰も切り捨てない、切り捨てさせない」というところで、普遍性の利害の突き出しをし、結果として切り離しがあったにせよ、きちんと運動の原則を貫いたということがありました。介護保険制度でも、ちゃんと、普遍的利害として突き出しつつ、現実には切り離されたという結果になるとしても、自分たちの方から、切り離すという方針はあったのでしょうか？ 勿論、現実交渉していたひとの感触から、方針が出て来たのかもしれませんが、それでも原理原則というところで疑問をもたざるを得ないのです。先日の大フォーラム(註5)で、高齢者介助を担っているひとが登壇し、連帯を呼びかけていました。未だに、高齢者福祉と「障害者福祉」を切り離そうという意見が「障害者」サイドから出てきているのですが、とても信じられない思いです。そもそも「障害者」の生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である」というスローガンがありました。〇〇が世界を救うというスローガンがあります。それはフェミニズムの〇〇を女性がというところから出て来たスローガンで、いろいろな被差別者に当てはまります。そして、まさに「障害者」が、というところから突き出されるスローガンでもあります。それなのに、「障害者」の中には、他の利害と切り離した個別利害を突き出しているひとがいるのには、暗雲たる思いを抱いてしまいます。「障害者」は助けてもらう存在だという差別構造の中にとらわれた差別的障害観に陥っているとしか思えないのです。教育から排除されてきた歴史があり、困難性を伴いつつも、「障害者が生きやすい社会はみんながいきやすい社会である」というところで、「障害者」こそが社会を変えていく、新しい関係性を築き上げていく運動を先導していくことだと思えます。

国家の名による普遍的利害(?)の押しつけ

個人の利害と普遍的利害の関係を問題にするときには、逆のことも押さえておかねばなりません。普遍的利害ということで、国家主義者が、国家という共同幻想的なところで、個人の要求を押さえ込むという事態、要求どころか、存在自体を否定する動きも出て来ます。わたしは、幻想的でない共同利害を歴史的社会的に押さえ突き詰めていくと、「障害者」同士の利害の対立や、個別的利害と普遍的利害の対立自体が、表面的なところでとらえた誤った方針の中ででてくることで、利害の対立は解決できる問題だと思っています。確かに、わたしたちは現実に生きねばなりません。生きてその中で活動していく必要があります。そういうところで、戦後政治の経済成長幻想に、「したたり落ちる利益」に「障害者」もからめとられてきた歴史があります。保守政治はそこで、切り崩しをしてきました。し

かし、グローバル化の進行の中で、もはや経済成長の幻想が解体されてきています。国民統合の梃子としてあった福祉の、全体的切り捨てに入っています。だから、真の意味での普遍的利害の中に個別利害を押さえていく構図も明らかになってきています。そのあたりのこと、全日ろう連の「ひとりは何人のために、何人はひとりのために」というスローガンが生きてくるのです。まさに、このことが個別利害と普遍的利害の対立の構図を解消していくスローガンなのです。

そのあたりのこと、理論的整理としては、障害の医学モデルから、「社会モデル」への転換、更に関係モデルとして転換なしきること、はっきりとらえ返せることだとも思っています。

制度の要求と体制の変革

制度の谷間問題がいろいろあります。福祉の切り捨てやその他もろもろの政治的意図をもって、谷間を作っていることがあります。先日、大フォーラムが厚生労働省交渉をしたのですが、厚生労働省の役人の対応を見ていると、以前交渉に参加していたときと雲泥の差があると感じました。以前の他の問題では、のらりくらりと同じ話を繰り返かえし、時間が来たらおしまいという対応をしていたのです。役人も制度の谷間はなんとかしなくてはいけないと考えているのだと感じることができました。

制度を変えることで解決できること、よりましな政権に変えることによって解決できること、社会体制を変えることによってしか変えられないこと、それらのことを押さえ、現実的な生きるための運動作りも必要です。そして、そういうところで、相互協力し合う中で、普遍的利害を求めていく道筋もとらえられます。

いろいろな立場、世界観があり、それでも少なくとも運動に参加しているひとたちは生きがたさを感じているひとたち、そこで、そのひとの存在の否定につながらないような、対立が生じないような提起の仕方はあるはずです。それは「障害者運動」内部の問題だけでなく、公害問題との「障害者」の対立、女性と「障害者」の対立といわれていることもきちんととらえ返していく必要があります。いろいろな議論の蓄積や連帯があり、わたしは必ずしも利害の対立にはならない途はあるのだと思います。反差別の作風として、いろいろな課題別の分断の構図を乗り越える連帯の途を「誰も排除しない、させない」ということで確立しつつ、新しい途へ踏み込んで行く必要を感じています。(註6)

註

1 この「長い目」でということが、「時間軸」であり通時的普遍的利害ということで、また「社会」総体をとらえた共時的普遍的利害としても、結局不利益になっていきます。

2 この話は、ちょっとおかしい動きになっていきました。稲田朋美元自民党政調会長が水田発言の批判をして、しかも多様性を認めることだとか発言したとかで、「障害者」のグループが稲田議員を訪ね、一緒に写真を撮り、それを SNS に掲載したのです。そして、保守の立場で自民党の中で働きかけて欲しいとか書き込んでいました。通常、そういう写真をアップするということは、他のいろいろな党のひとの事務所回りをして、その写真をいろいろまんべんなくアップするのではない限り、その議員を支持するという意味にとられ

ます。それにそもそも稲田議員は、民族問題で多民族多文化の多様性とは、逆向きの発言を繰り返してきています。そして日本会議のバリバリのメンバーで安倍首相と戦争ができる国作りを進めている中心メンバーです。保守というより、極右政治家と言われているひとです。戦争とファシズムへ突入していく中で、「障害者」がどういう状況に追い込まれていくのか、過去の歴史をとらえ返せば、明らかです。勿論、LGBT 発言ということを通じて、今回「障害者」と接触し、話し合いを進めていくなかで、稲田議員が変わり得る可能性は皆無というわけでもありません。ですが、写真を撮ってそれをアップするという、支持ということにとられかねないことをすることで負の影響があるのです。もし、個別の働きかけをするとしても水面下で行うことです。そもそも、制度化要求をするときのロビー活動は全方位的働きかけをするという原則があります。そのことから逸脱しているのです。この項目の最初に書いた、権力をもっているひとにすりよって自分たちが良ければ良いというようなところで、コネクション作りをしているととらえかねません。他の「障害者」団体との共同行動の妨げになることです。

3 そのことは、ブルジョアジーといえども、金の悪無限的追求の中で、決して幸せではないということと同じ地平にあるのです。プロレタリアの解放はブルジョアジーの解放でもある、といわれていたこともありました。

4 こういう話をすると、補償ということをやっていくと際限なくなり財源がないという話になるのですが、だいたい軍事費を膨らませ、日本の国威を示すためにばらまきしている状況で金がないと言えるのかという問題があります。そもそもすべてのひとにきちんと必要な生活保障をしていけば、補償とか言う概念はなくなります。そして、現代的にもベーシックインカム(基本所得保障)の財源はあると試算しているひともあります。

5 大フォーラムとは「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム。「骨格提言」は民主党政権時代に作られた、「障がい者制度改革推進会議」でとりまとめられた「骨格提言」。官僚がこれをちゃんととりいれず法案を作成し、それが閣議決定され、一連の法律案になっていき、「完全実現」を求める運動が続いています。

6 そもそも運動ではなくて、社会変革の運動の展望がとらえられないところで、運動自体が自己表現活動になっているという側面も出ています。そのこともきちんと押さえたところで、運動的な展開の途を指し示していく必要も出ています。)

(み)

(『反障害原論』への補説的断章 (29) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 73 号」アップ(18/11/15)

◆ホームページの更新作業、「反差別資料室 C」の充実が滞っています。特に、文献の整理が進んでいません。読書計画をかなり動かしているということもあり、そちらの作業がストップしています。立て直す中で、また進めていきます。

読書メモ

今回も、手話関係で積ん読していた本の連続学習の続き、手話通訳関係とろう教育関係の本です。手話通訳関係は、わたし自身そもそも通訳の仕事をする意志がないところで、積ん読にしていたのですが、それでも、「通訳」を担うことになっていて、後付けでの反省の意味も込めた理論的整理です。よく、考えたらいつも後付けになっているのですが。口話—手話論争から、対応手話—日本手話の論争の底に流れているのは、同じ論理、適応論という同化という意味をもってしまうことではないかと思えます。議論の行く末は、わたしには出ているのですが。同じ議論が繰り返かえされていること、何とか論争の決着をと願っているのですが。

読書メモは、もう二つ進んでいるのですが、かなりの分量になったので、次回に回します。次回で、手話関係の読書メモは一段落します。

たわしの読書メモ・・ブログ 458

・植村英晴訳著『世界の手話通訳』全日ろうあ連盟 1987

かなり古い本で、これも積ん読していた本です。そもそも手話通訳を仕事の的に担うつもりがなかったのですが運動的などころや、手話通訳論的に読んでおこうと買っていた本、実際的な必要性を感じず、今になって、手話通訳的なことをしていたので、きちんと反省の作業として読んでいます。

第1章が「各国の手話通訳」。著者が見聞したり、全日ろう連が各国ろう協会に問い合わせで作った章で、かなり古いので、現在的にどうなっているのかの追跡調査が必要になっているとは思いますが、各国の手話通訳の始まりのようなことはつかめます。第2章が「手話通訳の諸問題」、これはアメリカ合衆国で出版された「聴覚障害者のための手話通訳」の翻訳です。かなり初期のころの本なのですが、手話通訳のあり方の原型のような文です。日本の手話通訳との違いは指文字の位置づけがかなり違うということでしょうか？ 英語の書記言語は表音文字で、26文字ですが、日本語の書記言語は漢字かなまじり文で、指文字は外来語の表記扱いです。そのあたりの違いがあり、また専門性を持った語を正確に通訳をするというところで、指文字があるようです。ですが、これも現実的にどうなっているか、検証が必要になります。

さて、いくつかの留意する抜き書きです。

手話通訳のチケット制度がフィンランドにある(あった?)ということ61P

ポーランドでも、辞典や造語作りが行われているという話73P

専門家に手話を学ばせるよりも、手話話者に専門性を身につけさせる方が有効との話
162P

手話学習は週2回2時間単位で177P・・・最低そのくらいないと全然身につかないとい
うわたしの経験と合致

たわしの読書メモ・・ブログ 459

・全国手話通訳問題研究会編／石野富志三郎監修『新・手話通訳がわかる本』中央法規出版 2010

題名の通り手話通訳に関する本、わたしは手話の学習はしていたし、障害問題総体からとらえ返した介助論とつながる手話通訳論にも関心をもってはいました。ですが、手話通訳は「言語障害者」として頼む立場として担う立場ではないとしていました。ですが、「誰もいないから仕方がない」とかでやっていたし、情報・コミュニケーション障害の共通性というところで、手話を広めようという意識ももっていました。また、国会の本会議や各種委員会のインターネット中継に手話も字幕もついていない、街頭演説や集会等にもますます手話通訳がつかなくなってきた、これらは、「基本的人権」の参政権の侵害というところで、しかも、その情報・コミュニケーション保障がなされない中で、安倍政治の情報隠蔽、文書改ざん、虚偽答弁が横行し、「民衆総体が情報・コミュニケーション障害を被っている」という問題に直面しつつ、情報・コミュニケーション保障の必要性というところで、抗議集会に手話つけ始めました。始めている内に、ちゃんとした手話通訳者がでてくることへの繋ぎ的などころに位置づけていました。これらのことは、総括のようなことを別文にしたいと思います。

この本に書かれていることは、手話通訳論をそれなりに考えて来た立場でそんなに目新しいことはなく、ただ、手話学習のカリキュラムとか、手話通訳技術演習のこと、ストレッチ体操のことなどが勉強になりました。

さて、少し気になっていること、1章のⅠの「聴覚障害のあるひとの暮らし」Ⅱの「耳のしくみと聴覚障害」に関する記述はあまりにも医学モデル的で、まあ、Ⅱの医学的知識は医学モデルにならざるを得ないのですが、書き方としてもう少し別の書き方があるのではと思います。冒頭の「人間は・・・。」という書き出しは、障害差別の基礎にある「標準的人間像」、欠損としての医学モデルということにすぎず、まるで、「障害者」はひとでない」という論理に陥ってしまうのではと違和を抱きました。これでは「大変でかわいそうな聴覚障害者」というイメージにしかありません。ちなみに、障がい者 ということばを使うひとがいるという話が註に出て来ます。「マイナスのイメージ」の話です。24P このあたりは「社会モデル」という情報が入っていないと繰り返しわたしが指摘してきたことです。

Vは ICF や「合理的配慮」ということ、これらについては、わたしの対話をきちんと届けていなくてはと改めて思いました。

手話通訳は聴者も必要という論理がでてきます。128P この話は自立支援法のときに、当時の安藤理事長も出していた話ですが、そこに必要性の非対称性があるときに、そのことを突き出していくと、誰のための通訳なのかという問題をあいまいにさせ、手話通訳の中立性論に陥ってしまいます。差別があるとき、被差別者の立場に立った通訳が必要になります。ただ、代行主義の否定という意味で(この本では「代理」批判としてでてきます)余計なことを付け加えない通訳も必要になるのですが。

最後に「財団法人全日本ろうあ連盟は、全国47都道府県に傘下団体を擁する全国唯一のろう者の当事者団体です」191P というような書き方、他のろう者団体を認めないような文言になっているのに、違和を感じています。ひとつの団体として威信を突き出して統一維持していくことをしていけば、いろんな問題を生じていきます。今、手話言語法や手話言語条例制定運動の中で、「手話はひとつ」ということを突き出しているのですが、これは統

一した組織を維持するということの中で、手話による分裂を回避するという思いから発すると想うのですが、こんな主張をしていくと通訳の現場は混乱していきます。この本の中でも、手話を大きく二つに分けています。そのことと矛盾していると思うのです。

たわしの読書メモ・・ブログ 460

・林智樹／日本手話通訳士協会監修『手話通訳を学ぶ人の「手話通訳学」入門』クリエイツかもがわ 2010

手話通訳関係の本の連続学習三冊目です。

それにしても、全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会三団体での手話通訳を巡る膨大な議論の蓄積がなされてきたのだと、この本を読んで痛感しています。勿論運動の蓄積もです。機関誌や研究誌、論文の類いで手話通訳関係の論文を読み込んでいくと、それだけで、研究の一生のテーマになりそうです。

さて、ちょっと切り抜きのメモです。

細かいところでは能力（competence コンピテンス）45P に関する記述

「3章1の手話通訳労働について」は、「手話通訳を労働としてとらえる」という議論が全通研でもなされているようですが、労働者の権利という意味ではそういう観点も必要なのですが、労働の成果という話を正の面だけでとらえるようなことには違和を感じていました。

4章7の手話通訳トレーニング方法でこれまでの議論の蓄積の一端を知ることができました。

外国語通訳での訓練方法として 93-94P

外国語通訳の訓練方法として出てくるクイックレスポンスとスラッシュ・リスニングが手話通訳の訓練方法の中に織り込まれていないのが気になりました。

さて、この本の手話通訳学なり手話通訳論を読んでいて、何か穴があいているような気がしています。

たとえば、「ろう文化宣言」が出されていて、そこでの手話を巡る議論が抜け落ちているのです。このあたりが、手話通訳の現場では、大きく手話を二つに分けているはずなのに、全日ろう連の手話言語法や手話言語条例の制定運動の中で「手話はひとつ」という主張が出てくる混乱があるのではと思います。

また、初期から手話通訳活動を担い、団体を立ち上げた伊東さんの「ろうあ者の権利を守る」論 14P や全日ろう連の安藤—高田論文の「すぐれた社会活動家としてあるべき」論 15P は、運動的などころでわたしは共鳴するのですが、「手話通訳の中立性」ということを巡る理論との対話がきちんとなされていないので（これはわたしは「障害者」運動における代行主義の否定ということを読み違えているのではと押さえています）、混乱が起きているのだと思います。手話という言葉に被差別者の問題があるとき、それは民族問題での外国語通訳の場合も、そこに被差別の問題があるときも同じなのですが、中立性などありえないと思うのです。確かに、ほとんど対立がないとき、被差別の問題がほとんどないときには、代行主義の否定ということと中立性がイコールになることはあり、中立的にやるこ

とはあると思うのですが。そもそも、言語通訳を差別者側でやるひとでも出てくるわけで、また労働として割り切って活動するひとでも出て来ます。ここにあるのは、何のために手話通訳活動を担うのか、という通訳者ひとりひとりの立場性が問題になってくるのです。このことをきちんと押さえないと、一応ろう者側の立場に立った手話通訳を担うひとでも、「かわいそうなひとを助けてあげる」という、誰が、何が「かわいそうな立場にしたのか」という問題が抜け落ち差別的な対応を生み出すことも起きていきます。わたしは通訳の活動を担うひとの、自らの被差別者としての立場からの連帯なり、差別をトータルにとらえ返した観点が必要になり、自らの利害の問題として被差別者側に立つ、反差別の立場に立つことが必要になっているのだと思えるのです。

たわしの読書メモ・・ブログ 461

・ひらのりょうこ『魅せられて—伊東雋祐の手話人生』かもがわ出版 1988

手話通訳関係の本の連続学習四冊目。伊東さんはろう学校の先生で、初期の手話通訳を担い全通研を立ち上げ運営委員長を長く務めたひとです。手話通訳の世界では、共にろう学校の先生から初期から通訳を担ったひととして有名なひと、東の貞広、西の伊東と言われていますが、伊東さんはろう運動に深く関わり、寄り添ったひとです。この本は、わたしが地域の手話講習会に通い始めたころに出された本で、全通研の東京支部、東通研の活動をしていた手話通訳者の講師の先生から勧められ全通研に入っていたので、この本を買っていました。ずっと気になっていたのですが、わたしは手話通訳論的なことに興味があったのですが、手話通訳活動をする気持ちはなく、実際に必要に迫られないというところで積ん読していました。

この本は、インタビューを通して、伊東さんと伊東さんが出会いふれあったひとの人間模様を描いた優れたエッセーです。ろう運動の大きな流れや事件なども織り込んだ内容になっています。手話通訳の初期段階から、いろいろな問題を抱えさせられたろう者や通訳者を見事に描いています。ひとつの項目ごとに、ひとり、もしくは二人が登場しているので、項目とその人物を書き出してみます。

「弁慶の志」・・・明石欣造さん（京都ろうあセンター初代館長）

「声をあげる子ら」・・・松本晶行さん（日本で最初のろう者の弁護士、全日ろう連の元事務局長）

「かえり咲くたんぽぽの花」・・・伊東雋祐さん本人

「何のために学ぶのか……」・・・大矢暹さん（京都聴言センター企画室長 京都府立ろう学校でストライキを行ったときの生徒会の代表 中途失聴者）

「M君悲し」・・・Mさん（死傷事件を起こしたろう者 精神鑑定で入院措置）

「蟬の声」・・・高田英一さん（全日ろう連元理事長）

「言葉の地図」・・・高安醇さん（画家 伊東さんが個人教授をした生徒）

「心の雨宿り」・・・向野嘉一さん（全通研の創立メンバー 京都の設置通訳 「みみずく」の創立メンバー 母がろう者）

「集まった“神様たち”」・・・板橋正邦さん（全日ろう連元副理事長 68年最初の通訳者会議の働きかけをしたひと）

「静岡の人たち」・・・鈴木正也さん（浜松松島事件一解雇事件を支援 各地に全通研の支部創り）・・・高橋節さん（ろう学校教員から全通研静岡で活動）・・・青柳美子さん（テレビ静岡で最初にテレビに出た通訳者）

「地上におりた神様たち」・・・小出新一さん（全通研元事務局長）・・・谷勇男さん（「みみずく」で活動 京都市で全国最初の専任通訳者）

「もうひとつの同窓会」・・・伊東のり子さん（伊東さんの連れ合い 全通研の事務局を担い伊東さんを支えた）

抜き書きを少し

「リズムだけでいいのか。／それは、松本さんが自分自身にも問いかけるテーマだったのです。伊東さんのひたひたと寄せる波のようなやさしさにたゆたう心に自らねじ伏せ、詠嘆から生きるたたかいへ挑まなければ、松本さんは、青春時代から翔ぶことはできなかったのかもしれませんが。」36P・・・運動的なところへの飛翔

「伊東さんは、亡くなった人たちのことを思うにつけ、M君に償いをさせたかった、と思うのです。」88P・・・今日の「医療観察法」をとらえると医療で長期拘禁することへの批判もあるのですが、わたしの「犯罪の社会モデル」という観点からすると、「償い」というより、きちんとした反省の作業を通した、「社会復帰」ということではないかと思うのです。

「必要以上の干渉」110P・・・代行主義の否定

「それは（生徒の指導は）、地図を製作していく作業に似ていました。／実地に歩き、抽象化し、そこから実際を把握していく一言葉の地図の製作だったのです。」123P

「一対一で教えても、手話のテクニクだけに終始してしまう。何人かが集まって、集団の中で、聴覚障害者の問題をいろいろ学びながら覚える手話こそ、ほんものだ。向野さんの、泥まみれの中から生まれた論理です。」「伊東さんの目には、向野さんの手話にろうあ者の切ない心がのりうつったかのように見えるようでした。」138P

「数少ない故にあちらこちらの地でどこか神様扱いであった手話通訳者が集まりました。」151P・・・「神様」「先生」というような初期の関係。ろう者と通訳者の関係は、今も、専門性をもった者の対象者への抑圧性に繋がっているのでは？そこにおける通訳者のプライドの問題が何を意味するかもとらえ返す必要を感じています。

たわしの読書メモ・・・ブログ 462

・伊東雋祐『動くことば みることば—手話からの提言』文理閣 1991

手話通訳関係の本の連続学習五冊目、伊東さん関係の本、前メモに続いて二冊目。この本は、京都の聴言センターのニュース「京都聴言ニュース」にこの著者が投稿していたエッセーに手を入れた本です。

この本も手話を学び始めたころに買った本。初期の通訳者の有名なひとという感覚で、わたしは手話通訳論的なことには関心があったのですが、歴史は積み重ねられていくので、現在のことが過去を乗り越えていくという思いがあったので、むしろ現在のことを押さえて、過去の歴史を学ぶという思いをもっていました。わたしは「障害者」の介助論か

ら、手話通訳を押さえるという作業をしていて、現在の漏れ聞く通訳論がどうもおかしいのではないかと思ひ始めていて、過去に遡る作業も棚上げしていたのです。もちろん、わたしは「誰もいないときは仕方がない」ところで「手話付け」をしているだけで、通訳者ではないという意識性のせいもあったのですが。

さて、伊東さんは、初期からの通訳者なのですが、手話通訳論的なことの原型がきちんと押さえられている驚異のひとです。ちっとも古くなく、むしろその論は深いのです。ひと的にもろう者に対する、とりわけろう学校の教員として子どもに対する熱い思いをもっていた魅力的なひとだと、この本を読んでいて感じていました。

手話通訳がろう者の要求というよりは、刑事事件を起こしたろう者を警察が取り調べるのに、手話通訳を依頼したという、通訳者としては苦渋の通訳として始まったということが書かれています。これに関しては、わたしの手話講習会の通訳者の講師の先生が手話通訳のあり方の議論に参加しているひとで、いろいろ話をしてくれていたのですが、警察から呼ばれて取り調べの時の通訳はどうするのか、という話をしていたのです。わたしは「そもそも、基本はろう者から依頼されていくことで、警察から呼ばれて通訳に行くのはおかしい」というような応答をしていました。勿論、問題は単純ではありません。密室ででっちあげて調書をとられる場合もあるので、コミュニケーション保障として介入していくという意味もあるかもしれません。わたしはこのあたりは、むしろ弁護士の選任権と同様に、手話通訳の選任権の告知もすべきだし、そもそも弁護士側からの以来で、弁護士とその弁護士の側の通訳の同席としての取り調べが必要になるのだと思います。

もうひとつ、この本の教育論では、最初に口話教育そして手話教育という提起をしています。これは、聴者社会への社会参加ということでの提起なのです。もうひとつ、発達保障論の影というようなことがとらえられます。そもそも、「発達」ということの中身の問題があります。良い大学に入って、社会的地位を得るところで発達の道筋を見るのなら、それぞれの特性はあるにせよ、口話→手話となることがあるにせよ、きつとろうコミュニティへの参加というところでは、手話教育が先になります。

わたしは手話を学ぶということとはろう者コミュニティへの参加という意味をもっていると言う意味で、それが「発達」でもあるのですが、一般的に聴者社会へのスムーズな参加を「発達」としていく、その非対称性がむしろ問題になっているのです。

さて、ここで全通研の議論で抜け落としていることを書き置きます。それはひとつは、繰り返し出てくる「手話通訳の中立性」の問題です。利害の対立のあるところ、そこに差別があるところにおいて、中立な通訳はありえません。「中立」的であろうとすると、力をもった差別する側に加担することになるからです。この問題をわたしは繰り返し言っているのですが、余計なことはするなという「代行主義の否定」の話と取り違えられているのではと思います。「何が余計なのか」ということはその場その場で、きちんと押さえられる必要があるのです。

通訳の専門性による差別の問題、実はこれは二つの意味をもっています。ひとつは対象者に対する抑圧性の問題、そして通訳者間の技術の差による差別の問題、これは誰のための何のための通訳かということをとらえ損なっているところから来ているのではないかと思います(「中立性」の問題にも通じることです)。それは通訳者が「人間関係がいやにな

って辞めていく」ことにも現れています。これらは、「手話通訳者のプライド」問題に端的に表れてきます。

いろいろ批判的なことも論の深化を求めて書いてしまいましたが、兎に角手話通訳論の基礎固めを担ったとても素敵なひとで、その論考はとても深いものを感じています。

さて、抜き書きです。この切り抜きは、わたしの偏ったとらえ返しですが、通訳のあり方、こころ構えに関することばの宝庫になっています。

「そこで私見ですが、私は教育の方法としての同時法はともかく、同時法的手話の使用を、しかもそれを日常生活の中や手話通訳で使うとなると、これは何とも難しい表現手段なのではないかと思うのです。手話と日本語という文法の違ったことばを、日本語の文法構造に従って使うとなるとたいへんです。手話と日本語は、たとえ表現の媒材や文法の違いはあっても、同一社会の風土や文化の反映として創られたことばであって、聴覚障害者にとっていずれも母語とっていいというか、日本語と手話は重層をなしていることばです。」49P・・・*「どういう言語環境で育つか、どういう教育をうけるかで、母語は違ってくる、口話教育を受けて、後で手話を学ぶと「重層をな」すかもしれないのですが、ろう者にとっては、自然言語は手話ではないかと思うのです。これは「ろう文化宣言」が出される以前の文ですが、それを受けて、あらためて論考が必要になります。*

「わたしたちは手話をあまり細分に分断してとらえるのではなく、その全体像をしっかりと見ることが大切だということです。全体像としての手話とは、すなわち、ろうあ者暮らしの総体と、その生きざまの全力的表現であり、それをまるごとつかみとる手話こそ大切ではないかと思うのです。」49-50P・・・*母語がどうなるのかによって手話が違ってくる、ということからとらえ返すこと。確かに「重層的に」なっているひともいるけれど、言語の習得が困難になっているひとも出ている現状を押さえることが必要ではないかと思うのです。*

「「昔の手話」「今の手話」「古い手話」「新しい手話」はあっても、「伝統的手話」という用語は、私にはどうしても馴染みにくいのです。これは、今なお一般の聴覚障害者が使っている手話なのですから、むしろ「一般手話」とか、「日常手話」というのが適当ではないかという気がするのです。」51-2P「私は、手話はやはり手話であり、それはゆるぎないろうあ者の会話ことばなのだと考えるのです。」52P(ここの下線は本文では傍点)・・・*「昔の手話」「今の手話」「古い手話」「新しい手話」というのは意味が違うと思います。今は、「日本手話」と「日本語対応手話」という対比する言い方になっていますが、これも全日ろう連の「手話はひとつ」という方針で混乱を来しています。「会話ことば」という言い方は、高田さんのコミュニケーション手話という言い方につながっています。伊東さんの考えが全日ろう連にも影響を与えているようです。*

「人びとがその国語を大切に思うごとく、手話もまた大切なことばである。そのことばを習うわけですから、わたしたちは学習を興味だけに終らせてはならないでしょう。」53-4P

「手話上達の基本—それはあくまでも聴覚障害者の暮らしや文化との直接的なかかわりあいであることを忘れてはならないのです。」55P

「聴覚障害者と話し合ったり、彼らを受け入れたりするためには、一にも二にも手話技

術がなくてはかなわないと思ひこんでいる人たちがいますが、そんなことはありません。手話がうまい人より、生活や志が近い人や、一生懸命の人がより通じ合っていることもあります。が、かといって豊かな伝達技術がないと、これもまたさまざまな伝達場面での通じ合いはできません。私は聴覚障害者とのつたえ合いの基本は、やはりその人の生活や歴史、生きざまとかかわりだと思ひ、手話技術の研鑽は、話し手の手話の髓までしゃぶる思いで凝視することではないかと思うのです。視るということは目ではなく、初心のあつち心です。心にくい入って深く視ることなくしては、手話はわたしたちを素通りしていくばかりではないかと思うのです。」 57P・・・「手話は心」の話に通じること

「手話や手話通訳活動とかかわること、それは決して手話の表面をなでていくことではありません。ブームなどとは無縁にして、人の世の無限の生き方を学ぶことに外ならない。」 59P

「私の手話の先生である京都の明石欣造さんなどは、「手話の達人とは、自分の観た映画をいかに感銘深く、眼前にその画面が浮かび上がるような手話表現が出来るかがきめ手だ」とおっしゃいます。」 60P

「わたしたちの一人一人が手話及び手話文化の運び手とってよいのです。だからこそ、そのわたしたちは、自らが聴覚障害者であると否とにかかわらず互いに鍛え合い、人格的な資質を高め合い、それを手話の魅力と結びつけて手話文化をにない合っていく努力が必要ではないか、今、私はそんなことをつくづく考えさせられています。」 64P

手話通訳の始まりは、ろう者の要請ではなく、刑事事件での警察からの通訳の要請 102P

「ろうあ者自らの通訳要求が育っていないところに優れた通訳論や通訳実践は成り立ちません。」 104P

「私自身、かつてこのような事例に何度か出会いながら、「黙秘権」が伝えられないことを裁判所にきちんと提起してこれなかった自省をこめた思いです。」 108P

「現（この本の執筆当時）日聾連副理事長であった板橋正邦委員が「ろうあ者は心のよい通訳者を望んでいる。心のよい通訳者とは、やさしく、正義感と科学性をもった人のことだ」といった意味の発言をされ、私にはその内容がとても印象的でした。昔、藤本氏は宗教的信念という言い方で、手話通訳者への期待を述べられ、今、板橋氏は心のやさしい人云々ということばで、ろうあ者の期待を表現されました。昔、手話通訳者は必ずしもろうあ者の困りきった立場、あるいは権利の立場に立ちきれないばかりか、権力の側についてろうあ者を説得し、おさえこむ立場で手話通訳を行ない、そのために苦しんだり、手話通訳者不信に陥ったりした事例は多いのです。」 110P

「わたしたちは手話通訳を聴覚障害者の権利としてとらえ、その拡大を運動として進める立場をとってきました。私はこれを「手話運動」と呼んできましたが、・・・。」 114P

「手話通訳者は発言者に呼吸を合わせる事が大切だし、外国手話の場合だと、さらに二人の通訳がいるのでその合わせ方は複雑で、通訳者はますます合理性と共に豊かな情感性が要求されます。・・・共に呼吸を合わせる事ができる通訳活動を目ざさなければならぬと思ったことでした。」 119P

「手話通訳はいろんな場面でやらなくてはならない。手を大切に。足を大切に。何よりも腰を大切に。」 120P

「京都盲啞院の創始者、古河太四郎氏は、「手話」とは言わず、「手勢」と言っておられ、これは江戸時代からの用語であるようですが、一説によると古河氏は、手で表現する時の姿勢を含めて考えておられたといひます。これは手話通訳にあたって大切な視点ではないかと思うのです。」 121P

「手話表現をよりわかりやすくするための要領に、表現の間合いをうまくとるということがあります。」 122P

「間合いのとり方について二、三書きますと、第一には、視覚言語である手話の特徴を十分生かすことです。第二に、通訳する内容の研究なり勉強があります。そして第三には、手話通訳時におけるゆとりの問題があります。このゆとりこそ、聴覚障害者がゆとりをもって手話を見、考えながら手話を読む鍵であります。お互い、間合いのとれた手話表現が出来る努力をしていきたいものです。」 123P

「意識とかことばの補足ということは、外国語の通訳の場合も同様で、通訳の本来の意義とは、両者のことばを、それぞれの地域なり国の文化と照合し、置換して相手に伝えることにあるといわれます。とすれば、手話と音声語の場合では、生活文化というより両者の言語文化への置換技術が問題になりましょう。」 124P

「まず、文章や話の内容を、「世話のしすぎはだめだと思って」とか「法制化は本当に突然で……」といったわかりやすい文に組み直し、さらにそれを単純な手話に訳して表現する。つまり二重の訳をしなければならないのです。」 128P

「手話通訳活動にとって健康はまず基本です。わたしたちは 自らの健康がきちんと管理していける労働条件をつくりあげていくことと同時に、西川さんや大村さんらの問題（「頸肩腕症候群」を発症した手話通訳者の職業病—健康の問題）を通して、手話通訳労働とは一体何なのか、そのことを科学的な視点できっちりとおさえていかないといけないと思うのです。これから新しい手話通訳論（後述）の展開においても、通訳労働論は除外できない大きな課題でありましょう。」 134-5P

「こんな時（電話通訳とその大変さにおいて）大切なことは、手話通訳のこのことば探しや苛立ちは、そのまま聴覚障害者の日常なのだという認識です。私は、手話通訳の活動とかかわる者らは、そこに心を据えて、手話通訳をする者の重みを受けとめるべきだと言いたいのです。この日常的なろうあ者の状況を心とすることこそ、手話通訳活動者の心意気で、私もまた、いくら苦手であっても決して電話通訳から逃げるべきではない……」 137P

「私はこれまで、手話を国民のいろんな階層の方々に知ってほしいという願いと同時に、「手話はろうあ者のためのろうあ者だけのことばだ」という思いを長い間あたためていました。最近では手話講習会や手話クラブ、手話サークルなども広がり、手話を学ぶ人たちもずいぶん増えてきました。その人たちに対して私は、単にあそび心だけで手話に近づくことへの戒めとして「手話は心をこめて学べ」と説き、「手話はろうあ者の暮らしから学べ」と主張してきました。」 139P・・・基本は押さえつつも、どういう段階でも学んで欲しいと思います。わたしの「言語障害者」の立場からすると、手話が広まり、「音声言語」を捨てても生き得る社会が創られればとも思います。

「初心者に手話を教え、社会的に手話を広めるということは、私は手話指導者としての専門性を身につけた手話講師と、同時に一般の手話会話者とがしっかりと手をつないでと

りくむことがなければかなわないことだと思えます。また、学習した手話に息吹きを与えるのは、何といても聴覚障害者とのコミュニケーションを通してであり、聴覚障害者との人間同士のぶつかり合いをおいてありません。」140P

「音声語と手話はそもそも異言語であって、相互の単語量だけでは質量共に比較できない面があるわけです。すぐれた手話通訳者とは、わたしはむしろ少量単純な手話で学生が講義を的確に把握できる手話表現だと思うのです。」149P

「私は山形レポート（「思想を手話で構成する」という内容）の提起を「手話で論理を展開する力」と読みかえてみて、私自身を含めて手話通訳者はまだまだこのような訓練が不足しているような気がします。日本語に手話を合わせる技術もさることながら、手話に日本語を合わせる技術も、これはわたしたちの大きな課題であるといつてよいでしょう。さあ、私も力を出して若い人たちと一緒に勉強、勉強です。」154-5P・・・著者のつねに自らを磨く姿勢

第2章 26「手話サークルの活動より」うどん店の訪問の逸話・・・手話サークルの意義

「・・・私は、「ろうあ者の権利を守る手話通訳を」とか、「ろうあ者問題を明らかにし、問題解決への運動的視点を」などの提起をし続けてきました。」161P・・・いつも引用されるどころ

「手話通訳の専門性というのは、どこまでも具体的な通訳実践と照らして通訳活動の総体をとらえるべきだということです。」163P

著者の「新しい手話通訳論をつくりあげていくに当たっての、基本的観点」→①手話通訳のあり方ー理念の問題②手話通訳の機能論③手話通訳労働論④手話通訳をめぐる諸科学との連携の問題 163-4P

「・・・日本の手話通訳者は、地域活動の中で育った、いふなれば、地域は手話通訳者の宝庫であります。」168P

「・・・手話通訳士の有資格者、無資格者など、さまざまな人たちが活動場面に出てくることでしょう。しかし、そのことがろうあ者や手話学習者の分断につながるものであっては絶対にいけないのです。それを許さないためにも、ぜひとも地域の通訳力を高めて、共に歩く手話通訳力を高め、共に歩く手話通訳活動者の分断につながるものであっては絶対にいけないのです。」169P・・・人間関係に疲れて離れていくひとたちの問題、もっと技術的に「下」のひとたちの立場からのとらえ返しが必要

著者の手話通訳者倫理綱領の項目案 174-5P

「聴覚障害という機能的障害のもたらす人間発達上の障害、そのことによって受ける社会的不利はさらに深く、多様です。」184P・・・当時の障害規定 ICHDH、そのまま。そして「発達」概念へのとらわれ。

「当時、私などは若くて先輩の労苦や経験は技術主義としてあまり関心を寄せない向きがありましたが、私はこの教育（口話主義教育）においては「普通に話すこと」という言い方にも深い意味あいがあったことを今つくづくとかみしめています。」189P・・・技術主義批判とそれへの反批判的評価、手話を巡っても？

「同時法という教育方法も、これは決して手話法ではなく、本来的には日本語の構文を基礎にした口話の変形と考えてもよいでしょう。」192P・・・「ろう文化宣言」の対応手話

批判との類似性

「いわゆるO・R・Aシステム（大阪市聾方式）を完成したといわれます。このシステムというのは、児童生徒の個性に応じた教育方法をとる、といったシステムで、口話に合う児童には口話で、口話に不向きな子どもには手話や指文字を使って教育を行なうというものです。」194P・・・これだと医学モデルになるのでは、手話の意義が薄れているのでは？

「私自身は聴覚障害者の言語生活は、つまりは日本語と日本手話の二言語生活（バイリンガリズム）が必要だということを前提に、まず幼児期には聴覚・口話法で日本語指導に入るべきだと考えます。親にも多くの若い教師にも、これなら自然にろう児とのコミュニケーションにとりくめるからです。手話はその後で（小学三・四年以降で）子どもたちの言語生活に導入すべきでしょう。当然高学年では、手話を教える教科を設けることも考えるべきでしょうし、何よりも、手話によるコミュニケーションの拡大によって知識や社会活動を広げることが大切だと思います。」194P・・・これだと第二言語としての手話の獲得にしかならないのでは？なぜ、ろう者が聴者に合わせることを強いられるのか、ろう者の聴者社会への参加というイメージしか出てこないのでしょうか？⇐手話法・口話法と教育の問題での著者の提起①「手話を使うのは口話の失敗者ではない」②「聴覚に障害を受けた人間としてどう自己表現を遂げていくかという課題は、いよいよ人生の本格的課題となるのです。私は、聴覚障害者がこの課題に迫って生きていく上で手話は、まさに聴覚障害者の命の源泉の如く大切なことばであったと思います。手話をつくり出して発展させてきた仲間は、きっとそれを支える大きな大きな力だったと信じるのです。」195P（下線はたわし）と矛盾するのではないのでしょうか？医学モデルの「障害の否定性」から、そこから来る発達保障論的考えから抜け出せていない箇所として指摘できます。口話・聴覚法を先にとすることは、次の文とも矛盾しています。→「毎年、「京都高校生の集い」を開催してきました。昔、この集会に参加した聾学校高等部の生徒は、自分たちが抱えている障害や、悩みや要求について手話でどんどん発言し、学校へ帰ってきて生き生きと討論の様子を報告してくれました。その手話には表現上の拙さや、まとめ方の未熟さもありましたが、とにかくそこには躍動する手話の語りがありました。ところが最近の生徒はそうはいきません。手話を知らない、手話に無関心な生徒が比率の上で増えていることは、そのまま自主活動の停滞にもつながっています。生徒諸君の会話や討論の中で、手話は次第に以前のような力強い流れを失ってきました。」206P「生徒のコミュニケーションの様子を観察していると、それぞれ仲良しグループだけに通じる身振りや口形サインはもち合わせていても、生徒集会のような場面ではつうじず、教師が手話通訳をやっている場面があったりします。手話クラブが出来ても、昔の生徒のように人前で手話で自由に自分のことを語れたり、巧みに意志発表が出来る生徒はなかなか育ちません。生徒集会や、卒業生の同窓会行事などが、先輩、後輩の関係での手話学習、手話伝授場面であったのに、今はそれがありません。というわけで、これは手話に限らず、学習や他の諸活動についてもいえることだろう学校の様子も生徒数の減少も伴ってずい分さまがわりをしてきました。手話盛んになれば学校生活も盛んで豊だし、集団の内容が貧しいと手話も貧困になります。」215P・・・ろう者の集団形成、コミュニティ形成には、手話教育を先にとすることが必要になるのではと思うのです。この話はトータルコミュニケーションへの言及にも続いていきます。「し

かし、私はアメリカのトータルコミュニケーションという教育理念を日本の聾学校にもちこむ場合、どうしても気になることが二つあります。一つには、この場合、日本語の文形式に沿って手話を使い、指文字を入れていくのですから、いきおい日本語対応に制約されて、例文的表現（日本語も手話も）に終わってしまわないのか、ということと、もう一つは、手話独自の特徴や機能や手話の美しさや楽しさがそこなわれるのではないかということです。手話は日本語に従属させるべきではないのです。」220P しかし、それでも、また聴者社会への参加、聴者社会に合わせるという主張に引きずられていきます。「つぎにアメリカや北欧の聾学校で行われはじめたという「手話を母語とする教育方法」、つまり、ろうあ者にとって手話は母語であり、第一言語だから、幼児期から手話を教え、手話でコミュニケーションをさせ、手話で教育することを主張し、実践している教育法を日本でも実施すべきだという考え方には私は強く反対します。」221P・・・この理由は（わたしの要約ですが）「①両親が簡単に手話を身につけられないのでコミュニケーションが難しいこと②実際にスウェーデンで行われている手話教育が対応手話であること③これまでの口話・聴能教育の蓄積が活かされず、またいつから日本語教育を始めるかの問題がある。」221P ということですが、論理的な理由になっているとはわたしには思えません。これは、ろう児を聴者社会に合わせるという教育になるからです。今、いろんな実践が始まっています。その成果で、どうしていくかの道筋がとらえられていくとも思います。

いろいろ書きましたが、この本は古典として、色んな議論をしていくにあたって、繰り返し原点回帰のように参考にされていく書として使われていく大切な本だと思います。

たわしの読書メモ・・・ブログ 463

・全国手話通訳問題研究会宮城県支部／田門浩監修『手話と法律・裁判ハンドブック』生活書院 2008

わたしは「障害者」関係の裁判支援をしていて、しかも「聴覚障害者」関係の裁判支援もしていました。それを知っているひとから貰った本です。

最初は、「第1部 法律・裁判 手話単語集」です。裁判関係、法律関係の手話単語が載っています。知らない単語や、わたしが見た表現とは別の表現もあったので、いろいろ参考になりました。

「第2部 司法手話通訳」監修の田門さんの文。法律関係・裁判関係の情報が書かれています。だいたいのは、つかんでいたのですが、きちんと情報として整理できました。

「補章 裁判員制度とは何か」これも田門さんの文です。裁判員裁判制度について、きちんと知ることができました。

さて、これは制度の説明で、こんなことを書き加えるのは筋違いなのですが、制度ということそのままで説明していたのでは、その制度の持つ問題点をないことにして、それを容認してしまうことになるので、敢えて、書き加えます。

裁判員裁判制度が始まったときに、ろう者も裁判員になることを想定して、ろう者もまきこんで制度検討がされていました。わたしはこの話が出て来ていたときに、湾岸戦争の時に、アメリカの女性団体が、「女性を前線に出させないのは差別だ」という主張をしていたことを思い出しました。戦争というのは軍事で自らの意志を押しつける究極の差別です。

もちろん、押しつけられることへの抵抗の戦争もあるのですが、少なくともアメリカ軍は圧倒的な軍事力の差で、国家意思を押しつけてきた歴史があります。わたしはそもそも「犯罪」とは、権力犯罪を除いて、差別の構造の中で、差別の反作用としておきると押さえています。そう押さえたとき、わたしは「障害の社会モデル」を援用して「犯罪の社会モデル」ということを考えました。社会が「犯罪者」を犯罪に追い込んでいくという構造があるとき、社会の責任、社会を構成している自分たちの責任ということ考えたときに、なぜ、社会の責任を、自分の責任をスポイルして「犯罪者」として起訴されたひとを、国家の名の下に、社会の名の下に裁くことに加担することができるのかということです。ですから、裁判員として参加するということはとても考えられないのです。こんな話しを書くと、「同じような境遇で犯罪に走るひとと、きちんと社会生活を送っているひともある、自己責任の問題だ」というようなことをいうひとがいます。でも、決して同じ境遇ではないのです。わたしは、それは必ずしも経済的に貧しいから「犯罪に走る」のではなく、また色んな矛盾を抱えさせられると必ず「犯罪の路」に進んで行くのではなく、そのひとを取り巻く関係性に、「そのような路」には入るのを止めるような「救われる」関係があるのかどうかの問題だと思うのです。

わたしたちは、「障害者」差別だけでなく、差別ということを総体的にとらえたところで、その差別の構造の中にある自らの差別をとらえ返していく作業が必要なのではないかと思うのです。ちょっと本題から外れたのですが、こんなことを改めて考えていました。

たわしの読書メモ・・ブログ 464

・『聴覚障害者への合理的配慮とは？』編集チーム編『よくわかる！聴覚障害者への合理的配慮とは？—『障害者差別解消法』と『改正障害者雇用促進法』から考える』全日本ろうあ連盟 2016

これはろう協関係の手話サークルで買った本です。権利条約の流れから、それに合わせて法律の改正、新たな法律が作られていく中で、「合理的配慮」という言葉を使っていこうということが出て来ているのですが、わたしはこの概念は、両刃の剣ではないかと考えています。「過度な負担になるときは「配慮」は免除される」ということになっているからです。こんな言葉を使うなら、よほど「基本的人権」で要求を出していった方がいいと思っています。「障害者福祉」は基本的人権の問題で、基本的というなら、お金がないからという理由で施策しないですませられない」となるからです。

さて、この本は、「合理的配慮」という言葉で、どういうことを不作為の差別としてとらえるかということが、事例として出されています。それが収穫ですが、つねに「過重な・・・」ということがついて回り、現行の三権分立が機能していない司法制度の下で、裁判を起こしても、判例として出ている「裁量権」の問題で逃げられます。

そもそも、この本の「あとがき」の中で、「わが国では「医学モデル」の考えが根強く、「障害」を克服することが長いこと求められてきました。「社会モデル」の考え方に変えることは一朝一夕にできるものではありません。」176Pと編集者が書いています。一連の法改正や、新たな法律作りの中で、「障害の社会モデル」に基づく法改正・法創りとかということが官僚サイドから出て来ているのですが、そもそもその法自体の障害概念は紛れもなく医

学モデルでした。この本の中での事例集作りやその他資料は、まさに旧態依然の医学モデルか、医学モデルの域を脱していないままです。

もっと根本的なところからのとらえ返しが、必要になっているのだと思います。

たわしの読書メモ・・ブログ 465

・日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク聴覚障害学生支援システム構築運営マニュアル作成事業グループ／金澤貴之・大杉豊編『一步進んだ聴覚障害学生支援—組織で支える』生活書院 2010

この本は高等教育での支援の、組織としてどう創っていくかに焦点を当てたマニュアル本です。手話通訳の体制がどこまで進んでいるかというところに、かなりのバラツキがあるのですが、高等教育における手話通訳やノートテイクの体制が、もっとも進んできている側面だと言い得るかもしれません。もっとも態勢が創られたところにおいては、ですが。

かなり、細かいところまで踏み込んだハウツー本になっているのだと思えます。

さて、問題は、態勢がそれなりに創られつつあるところで、技術的なところで、この本でも書かれているのですが、どこまで保障できているかの検証も必要になっているのだと思えます。

支援を通してのひとの成長ということも書かれているのですが、わたしはもうひとつ踏み込んだ、どういう社会を創っていくのかの観点も必要になっているのだとも考えていました。報償—お金などの制度を作ったところでのインセンティブということが書かれているのですが、そもそも福祉関係の労働賃金が安いところで、介助の危機的状況をとらえたところで、ベーシックインカム（基本所得保障）の議論も起きています。これは、ベーシックインカムと現在の社会体制の矛盾、アンチノミーになるということも考えねばなりません。そもそも、社会体制の問題からも考えていく必要があるのではと。

F D (Faculty Development)、S D (Staff Development)、エンパワメントの三角の相作的働きかけ合いの関係図というようなことでの支援と主体性の確立の弁証法がこの本からとらえられます。

いつもの切り抜きです。

廣中レポート 196P

基調的文 196P

逆転の発想 216P

たわしの読書メモ・・ブログ 466

・脇中起余子『聴覚障害教育 これまでとこれから:コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に』北大路書房 2009

この本を買ったのは、日本手話での教育を求めた日弁連への人権救済の申し立てがあったのですが、それに対する全日ろう連の批判がありました。それが、全日ろう連のホームページからは消されていて見れない、この本には載っているという紹介が、ブログ 439 の「付記」でコメントした山内一宏（参議院第三特別調査室）「日本語と日本手話—相克の歴史と共生に向けて」（参議院事務局企画調査室編集・発行「立法と調査 2017.3」所収） 2017)

に載っていました。その文を読むために買ったのですが、もっと総体的にシムコムー対応手話と日本手話との論争のシムコムー対応手話の必要性を論じている本として、対話を求めて読みました。

できるだけ客観的に書こうとしていて（「あとがき」冒頭）、押しつけるようなことは良くないと書いているのですが、内容的にはむしろ著者のいう「手話—手話」論争の、「シムコムー対応手話」の勧めになっていて、論争を深めるためのひとつの貴重な資料になります。思いがけない、収穫になりました。

この著者はあの「3・3声明」で有名な京都府立ろう学校の数学とかの教員をやっていたひとです。その立場で「9歳の壁」をどう越えていくのか、という問題意識があり、社会参加というか、むしろ社会適応をどうしていくのかを軸に考えていたひとです。この著者は、口話を母親から厳しく身につけさせられ、後で母に「なぜ、手話を学ばせなかったのか、それは差別だ」とか反発したとかいう話も書いています。ですが、それもそういう時代だったからと曖昧にしているのですが、それは母親との関係としては、母も社会から影響されたという歴史性という意味でそう言っても、社会が差別的だったからということで、「社会を社会変革的にとらえ返す」というという観点が出て来ます。ですが、著者は、現実的にどう適応していくのかというところに収束しています。社会でよりよい地位を得ていくかということで、この著者のシムコムー対応手話の勧めがあるのです。

バイリンガルという押さえ方が違うのではと思います。音韻的な押さえが書記言語の獲得には必要という観点が出てくるのですが、そのあたりがわたしには分からないのです。

以前、アメリカ手話を学んでいないアメリカ人の「聴覚障害者」が、日本で手話を学んでいるということがありました。そのときは、まだ手話の違いというような観点が希薄だったので、細かいことは押さええなかったのですが、日本手話と日本書記言語ではない他言語の書記言語とのバイリンガルもわたしはありえるのではと思います。音声言語の干渉を受けた手話単語の語源ということを知った上での覚えやすさの問題があるにせよ。音韻がなければ、コミュニケーションに障害がおきるわけではありません。逆に国際手話とかアムスランと日本音声言語—書記言語とのバイリンガルもあるわけで、そこでは音韻とかシムコムなどありえないわけです。フランス語圏のカメルーンでの、アメリカ手話とのリンクの中で、カメルーン手話の形成の話も、押さえてみたいことです。位相が違うのですが、そもそも、日本手話の文法で「音韻論」という言葉を使っている混乱もあります。

この著者の場合は、口話教育を受け、読書ということを通した「日本語」の習得から、この著者はエリート教育の途を進んだのですが、そのことと「9歳の壁」ということは別なことのはずです。この著者は日本手話と書記言語のバイリンガルは結局モノリンガルの主張になる、ということを書いています。確かに、ブログ 51 で読書メモを書いた・パティ・ラッド／森壮也監訳『ろう文化の歴史と展望—ろうコミュニティの脱植民地化』明石書店 2007 では、なぜ、ろう者はバイリンガルを強いられるのか、というところで、記録ということではビデオが使えるという主張、すなわちモノリンガルの話を展開しています。確かに学問的なところでは、バイリンガルやマルチリンガルが必要になっていくことは分かります。わたしは、中学から英語教育を受けていて、大学で一応第二外国語でドイツ語を選択したのですが、いずれも身につけてなくて、最近イギリス障害学の文献を読むために、「英

語が・・・英語が・・・」と騒いでいます。日本の場合はバイリンガルのひとは少ないのではと思います。なぜ、ろう者がバイリンガルが必要になるのかという話です。ろう者のコミュニティで生活している限りでは、モノリンガルで生き得るのです。「聴者社会への参加」というところでは、通訳を介せないときは、指文字が必要になるということも含んで、口話も必要になるという話だと思っています。この著者は互いに歩み寄る必要性を強調しています。ですが、問題は非対称性なのです。いわば、排除されないために、排除型の差別から逃れるために、医学モデル的な意味での「障害の克服」のための、非対称的な努力を強いられるという抑圧型の差別を受けるといふ話なのです。

この著者も、こうもりの話を書いています。また、「群れない」とかいう話もしていて、口話というところを身につけて、対应手話の世界に生き、かといって、聴覚はほとんど使えない中で、どこに自分が準抛枠をおくのかというところで、どこにも所属し得ないというマージナルパーソンに陥っているようなのです。そのあたりは、「吃音者」としてのわたしの立場からの自己批判的なとらえ返しもあります。著者は日本手話の世界を批判する中で、ろう者のコミュニティに入りきれないということがあるのだと思えるのです。

著者は、結局聴者社会にどう順応していくのかというところで、自分たちが非対称的に合わせることを強いられるのかという生徒たちのまっとうな差別に対する反発や怒りを、「そんなこと言っても・・・」と押さえる側に回っているのではないかと、わたしにはとらえられます。そういうところでの対应手話の勧めになっているのではと、わたしは押さえてしまっています。マージナルパーソンの陥穽のひとつの形になっています。

もうひとつ書いておきます。対应手話—シムコムのおすすめをするひとは口話がないと読み取れないという話をしているのですが、手話の文法的な押さえと論述がそこにはないのです。

この著書の中で、教え方の話をしているのですが、数学の手話の話は興味深く読みました。

さて切り抜き、というよりメモ走りです(メモ走りにとどめようと思ったのですが、結局いつもより長い対話文になりました)。

西川はま子の迷い 39-40P・・・著者の共鳴

西川吉之助の自死 41P

著者の母親との関係 41P

「現在、「ニーズ」ということばが頻繁に使われるようになりましたが、「ニーズに対応する」イコール「親の希望通りにする」、ではないと思います。」 45P

「ろう文化宣言」への著者の批判「木村・市田(1995)のこれらの記述からすると、手話を全く用いない聴覚障害者は、「聾者」ではないということになるでしょう。」 50P・・・？大文字の *DEAF* (ネイティブ手話話者) と小文字の *deaf* (医学モデル) の使い分けを著者は押さえていません。難聴者も「わたしたちはろうではない」という突き出しをします(これは医学モデル)。排除型の差別での位階のようなことがそこにあるようです。

矢沢さんのろう文化宣言に対するコメントと著者の共感 51P・・・聴覚・口話法の進捗を評価していないという批判とそれを活かすことを提起しているのですが、そもそも「ろう

文化宣言」の意味を押さえていないのではないかと、思えるのです。

全日ろう連が、「人権救済申し立て」で日弁連が判断したことの批判 59P・・・当事者主体ということで共鳴できても、そもそも、現行の司法制度自体がなりたたなくなる論理

「日本手話を第一言語とし、日本語とは読み書きの形でしか接触しない方法で、高いレベルの書記言語を獲得させられるとは、あまり思えません（一部の優秀な子どもは可能でしょうが）。」64P・・・論理を問題にしているはずなのに、感覚で文を書いているような箇所。「あまり」という副詞とか使うことによってごまかしているのでは？むしろ、「聴覚を使えない」著者が対应手話と口話で学力をつけたことが、「一部の優秀な子ども」に当たるのでは？

「手話は一つ」ということへの著者の共鳴 65-66P・・・「3つの一つ（ろう団体は一つ、手話は一つ、地域に手話サークルは一つ）」？

（著者の手話との出会いの中で、母親とのやりとりの中での発言）「大学に行けるかどうかよりもっと大事なことがある。家族の団らんで、私はいつも後回し。ずっとさみしかった。」76P・・・学力とコミュニティへの参加ということが二者選択的に現実的に強いられている問題（これ自体錯誤ではないかとわたしは思えるのですが）。著者自身も、「手話－手話論争」で、日本手話では学力がつかないと臆断し、学力をとって、生徒をその方向に導こうとしています。

文字だけで、口話がないと書き間違いが起きるとしている。101P・・・？聴者も聞き間違いもあるので、書記言語で確かめるということが、むしろあるのでは。

7章1節・・・「つまずき」の問題から、認識の進め方

「8章「9歳の壁」と「手話－手話論争」・・・わたしにとって一番刺激的な対話の焦点的な章

「BICS (basic interpersonal communicative skills) - (東訳) 日常会話的英語」「CALP (cognitive/academic language proficiency) - (東訳) 教科学習に使われる学習」129P

「わたりの指導」「具体から、半具体、抽象へ」「BICS→CALP」130P・・・著者にも手話では抽象的語は表せないという偏見へのとらわれがあるのでは。

微妙なニュアンスの違う語が理解できないという話 135P・・・単に「日本語の読解力」と翻訳の問題

カミンズ「第一言語と第二言語の間には共有基底能力 (CUP; Common Underlying Proficiency) が存在する。」136P・・・著者はこれをそのまま受け入れていないようです。後にこの話の詳しい内容がでできます。152P

「バイリンガル聾教育」は、日本手話を通して BICS の充実を図ろうとするものであり、日本語の CALP への移行に直結しないという問題が立ち現れてくることになると思われます。」136P・・・別の言語ということでは当然ですが、前の文節の CUP ということでは基底になり得るのでは。

「(糸山は) 記憶力と計算力の伸長に走りすぎて「考えない習慣」をつけてしまった子どもは、高学年になると学力不振に陥ると述べています。」136-7P・・・CUP の問題でもあるのでは。

「聴児の場合も、音声日本語あるいは BICS に長年親しんだ後にやっと書記日本語あるい

は CALP を獲得できることから、日本語における BICS の形成を軽視できないと考える人は、日本手話の獲得が十分な獲得が書記日本語の獲得に直結するという考えに同意できないと考えるでしょう。また聴覚障害ゆえに、音声言語（発音・読話・聴覚活用）だけによる BICS の形成は困難であるとする人は、結果的に対応手話も必要と主張することになるでしょう。」137P・・・バイリンガルの話ではない。「英語の発音ができないひとには書記英語は習得できない」という論理になるのでは。およそ聾バイリンガルの意味を押さえ得ていない。

「アメリカでは、以前は、自然手話であるアメリカ手話の有効性を強調する論文が多数見られましたが、最近では、2つの手話のどちらであるべきかというよりは、「音韻コード」(phonological coding) の形成のために、「視覚的な情報」(visual information) の提供や指文字の多様(a heavy use of fingerspelling)が大切だと考える風潮が高まっているように感じています。日本でも、今後「CALP への移行を射程に入れた取り組み」が必要であり、そのために、どちらの手話であるべきかという論争ではなく、音韻意識の形成のために2つの手話を包含する新しい方向性の追求が必要であると考えます。」137P・・・音韻意識の形成のない言語は成立しないという話になってくるのでは。結局対応手話が必要ということで、日本手話だけでは CALP に移行できないとしています。ひとの名前の音声での読み方が分からなくても、ひとの区別・特定はできます。このあたりは、そもそもろう者の世界が分かっていないのでは。

「聴児のバイリンガルの場合は、2つの言語の音声に接しているが、バイリンガル聾教育の場合は、それができない。・・・」この後も「できない」の連発ですが、むしろ必要ないのでは。たとえば、ひとの名前の漢字をどう読むかということに聴者はこだわらなければならない。指文字で表した場合には、それを単語として覚えるだけ。逆に漢字が違って、音でつくられた名前もあります。単語として覚えていくという話。ろう文化的事物の理解の問題もあるのでは。

「日本では、英語の音声にふれてもなお高いレベルの英語の力を獲得できる人は、多くはないでしょう。」140P・・・むしろ会話としての BICS 的な音声にふれる機会が少ないので、第二言語の獲得が進まないという指摘が出ているように思えるのですが。受験英語としての学習の弊害。

「筆者は、手話と日本語がどちらが先か中心かなどと一般論として考えるのではなく、その子どもの実態や環境に応じて考えるほうが良いと考えています。」140P・・・結局、環境というところで、社会参加するには、音声語が必要になるという論理に絡め取られていくのでは。

「(武居氏は、)手話の使用は音韻の問題を解決しないと述べています。」141P・・・手話には音韻などないから、むしろ音韻は必要ないのでは。手話は音声言語とは独立の言語であり、音韻とは無縁の世界です。干渉は受けていることはあるにせよ。干渉をむしろ廃していいこと。

「手話環境の整備だけでは、その日本語単語の正確な記憶や定着は難しいと感じています。」141P・・・距離のある第二言語の習得の難しさの話、「困難だーできない」という話にすり替えようとしているのでは。先に音声言語ありきの考えから来ている話です。

「(上農の指摘) バイリンガル教育を標榜している人たちの一部には、『二言語習得』とは戦略上の建前、あるいは消極的な添え物的願望にすぎず、本音は(中略)モノリンガル(単一言語)志向が基底にある。」141P・・・これは本文で書いているパティ・ラッドの話につながっています。ろうの国(わたしはそもそも国(家)作りということに批判的ですが)とかコミュニティ作りにつながって、モノリンガルで生き得るコミュニティ作りの話に繋がること。そこではモノリンガルでかまわないのです。

「また、『ろう文化宣言』により、一種の新たな障害者差別ないし分断が生まれているようにも感じた」と筆者に語りました。」142P・・・(「筆者に語りました」というところ、著者は自分が共鳴する意見の引用を多用しています。)日本手話話者が対応手話話者を差別しているわけではなく、むしろ聴者社会への参加ということでは、対応手話話者の方が優位に位置しています。分断ということではなく、むしろ融和への拒絶ということではないかと思えます。問題が整理できていない中で、分断が起きていること。

「聴覚に頼る者と手話に頼る者が見られる聾学校では、共通のコミュニケーション手段としては「対応手話」にならざるを得ない」145P・・・聴覚に頼る者は、インクルージョンで一般校に通うようにして、聾学校を日本手話学校にすること。

「筆者は、対応手話に批判的な人に、「この2つの文章をそれぞれ手話でどう表しますか?」と尋ねたら、両方とも同じ手話表現になっていたことを何回か経験しました。例えば・・・」147-8P・・・これは訊いた相手の翻訳力の問題。わたしでも、ちゃんと区別して表せる。日本手話は主語と目的語の区別を指差しやうなずきなどではっきり示すから、分かりやすくなります。むしろ、これを対応手話で表した方が、区別がつきにくいのでは。

「対応手話を否定する人々の言うところの日本手話を用いる聴覚障害者は、どれくらいいるのでしょうか。筆者は、聴覚障害者教職員が集まった場で尋ねたことがあります、「私は日本手話ができる」とすぐに挙手した人は(その場では)見られませんでした。」148P・・・本末転倒。口話法の中で、そしてその延長から対応手話に支配されているところで、純粹日本手話をするひとがそもそも少なくなります。対応手話の勧めをしていて、そちらに加担しているひとが、(大情況的には)自分が抑圧的な立場(になっていること)をさておいて、そんなことを書くのはおかしいのではないのでしょうか。そもそも、ろう文化があるにせよ、(長くろう文化的なことが否定されてきたろう学校の土壌において)日本的謙譲の文化が強い中で、手をあげるひとはなかなか出て来ません。

「筆者としては、日本手話と対応手話は重なっていると考えます。両者を区別する意味はあまり感じません。」148P・・・区別しなかったら、手話通訳が成立しないのでは。

「口形」の必要性 148P・・・日本手話でも、外来語に指文字をつけるときは口形をつけるし、相手によって語の区別が必要と思ったときには口形をつけることがあるのでは。

手話通訳者の「母の声」「母音」「母語」の表現が同じ 148P・・・通訳になっていない、どちらの手話でも<声><音><語>の手話は区別するのでは。特に日本手話の場合は、相手によっては語を漢字対応的にそのまま表すのではなく、意味をつかんで通訳します。

話すスピードと通訳の限界の話 著者は読話できたという話 149P・・・対応手話になると、特に表す語が多くなり、スピードが追いつかなくなります。それを著者は読話で読み取れたというのは、口話の限界というところで、読む力が著者は優れていて、限界の上限

値が高いという話で、それを一般化できるのでしょうか？

「それぞれの思いを尊重することは大切です。しかし、自分の思いを人に押しつけることは異なります。」150P・・・「押しつけるー押しつけられる」というようにならないように、この著者もわたしも文語体ではなく、口語体をしているということはあるのではと思います。ただ、意見の違いがあるとき、衝突を回避していたのでは議論や運動の展開も深化もなしえませんが、それに客観的にとらえるということは必要ですが、客観主義にはなりえませんが。実際、著者もシムコムー対应手話の立場でこの本を書いています。よく、運動や論争に参加しているひとで、わたしは批判されるのは嫌いだという話が出てくるのですが。嫌いなら、運動を担ったり、文を書いたりするのは止めた方がいいと思うのです。この著者も客観的に書こうとしたと言っていますが、こんなに自分の感情にひきずられて、きちんと他者の意見を検証しないまま、文を書いていると、思うのはわたしだけでしょうか？

「第8章(10)カミンズの CUP 理論について」152P・・・ネイティブ手話と書記言語のバイリンガルの間には CUP やバイリンガルはありえないという Paul の主張の引用と著者の共鳴・・・これが、議論の核心的なことになるのではと思うのですが、わたしは音声言語ー書記言語でのバイリンガルなひとが手話通訳も上達しやすいということから、共通性はあるし、バイリンガルも可能ではないかと思えるのです。もう少し、対話の深化が必要になっているのですが、わたしにはそこまで広げられそうにはありません。8章のメモはここまで。

「「聴覚優位型」とわかった場合は、ことばや文章による指導が効果的であり、「視覚優位型」とわかった場合には、図や絵による指導が効果的であると言われていました。」165P・・・問題をすり替え混乱させているのでは。手話もことば。手話で文章も表せる。およそ聾バイリンガルの意味をおさえていないのでは。ことばの使い方自体があいまい。

「「手話モノリンガル」になった時の不利益を考えると・・・」174-5P・・・どのような不利益なのか、長い差別の歴史の中で、現代的に情報が狭められるという問題ではないでしょうか？ 国際社会の中で、学問をするにあたって、外国語の文献が読めない不利益と同じレベルのはなしではないでしょうか？

「手話の使用がすべてを解決しないことや「9歳の壁」を越えることの難しさ、BICS から CALP への移行に直結しないことを念頭に置いた教育実践が、今後ますます求められるでしょう。」180P・・・モノリンガルでは「9歳の壁」は越えられないのでしょうか、BICS から CALP への移行というとき、日本手話内部での移行がありえないという主張になっているのでは。「9歳の壁」については126Pにあるのですが、内容がつかめません。この話は201Pの話につながっています。

「伝わる」ということと「わかる」ことの間はずれ 194P・・・この著者は、対应手話的に字面をおったことばを伝える（たとえば指文字的表記）としているので、音声言語ー書記言語と手話という別の言語間の翻訳の問題を押さえていないのでは。

「口をきかない」という言葉の例示による混乱 196P・・・単にボキャブラリーの問題。むしろ、日本手話の世界では表現分けする。とくにNMなども使われます。

「言う」「話す」の図 197P・・・日本手話では表現わけするときもあります。NMなども

使われます。逆に「使う」（「頭を使う」「のぎりを使う」「ひとを使う）」という日本語を手話では表現わけする、ということもあります。

「気持ち」や「気分」「機嫌」「気」「心」を手話では区別わけしていないという話 198P・・・この著者の手話は対应手話だから、音声語そのものを伝えようとしている世界。音声語のことばそのものを伝えるということでない限り、日本手話では話の脈絡をつかみ意味を掴んで翻訳するから、表現を変えることがあります。だいたい、そもそも翻訳自体のむずかしさもあります。自分の思っていることを表すなら、もちろんNMも含んで、表現分けしているのでは。

「BICS の充実（横の発達、高度化）には手話は効果的ですが、CALP（縦への発達、高次化）のためには別の手立ても必要だと感じています。」 201P・・・180P とのつながり、日本手話内でのモノリンガルの高次化と書記言語とリンクしたバイリンガルの高次化、書記言語内部の高次化を考えることが必要なのだと思います。

自分の体験での最初の母親への差別の怒りから、時代的な制約としてとらえ返し、逆に批判するひとを批判する 204P・・・むしろ、自分もとらわれていたことの自己批判から、差別の構造的なこととしての社会批判と社会改革へ向かうことではないかと、わたしは思うのです。わたし自身の自己批判としてのとらえ返しからも。

こうもりの話 206P・・・マージナルパーソンとしてのとらえ返しから。そこを脱する道筋を考えること。マージナルパーソンの言語としての対应手話へのとらわれから脱する途がとらえられるのではと思います。

「第4：聴者の世界と聾者の世界の両方を無理なく両立させる言動ができるようになり、落ち着く。」 207P・・・そもそもこのような心理学的段階論への批判があるのですが、これは差別の存在する中での立場性の問題で、被差別者が「両立」しようすると、まさに「どっちつかずの」マージナルパーソンに陥るという問題なのです。反差別の立場から、双方をとらえ返す必要があるのです。

「ある保護者が「聾学校全体では、手話が未熟な教員が1割前後いるのが良いと思う。わが子には、手話が未熟な人と交流できるスキルも身につけてほしいから」と語りましたが、筆者も同感です。」 260P・・・何のことかわかりません。まず、親がたいいそうだし、親戚もそうだし、自分の住んでいるところに手話が分からないひとがたくさんいるのに、なぜ、そんな話をするのか意味がわかりません。

「自分の考えや流儀を他人に押しつけるのはいかがなものでしょうか。」 261P・・・すでに書いていますが、著者も対应手話の勧めを書いています。そもそも、意見が違うとき、ぶつけ合うことは必要です。押しつけるような文体にしないということはある種必要ですが、ぶつかり合いをさけては、論は先に進みません。そもそも押しつけられてきた歴史の上でアンチテーゼとしての反発がそこにあるということも押さえる必要があるとも言い得ます。

「筆者は今では「もう私は群れない、群れたがるまい」と思うようにしており、・・・。」 261P・・・これはわたしはむしろマージナルパーソンとしての悲劇だとしかとらえられないのですが。自身のマージナルパーソンとしての体験から。

12章の①②③の対比 256-269P・・・その対比自体が論理的に対比できないことを対比し

ていて、おかしいのです。

「聾学校では、聴覚活用に頼る生徒や手話に頼る生徒がおり、前者の生徒にとっては声のない授業はわかりにくいでしょうし、後者の生徒にとっては手話のない授業はわかりにくいでしょう。筆者としては、生徒にとっての「わかりやすさ」を優先したいと思います。」262P・・・「声のない授業はわかりにくい」ひとは、聴者と一緒の学校でいいはず、手話も必要だという生徒がろう学校にきていること。ごまかしているのですが、ここではシムコムや対应手話で授業をしようという著者の主張なのです。問題はそれで被害を被るのは、対应手話がわかりにくい日本手話話者のろう者なのです。その非対称性の問題を著者は押さええていないのではないのでしょうか？

「手話モノリンガル」になった時の不利益」265P・・・ろう者の聴者社会への参加という脈絡でしか考えていないのではないのでしょうか。

生徒の「当事者の自分の気持ちが非当事者には分からない」という話への著者の「きちんと説明すること」という応答 267P・・・ずれているのでは。非当事者にも被差別の当事者性があり、そこからとらえ返すように提起していくこと。反差別論的などころからのとらえ返しの必要。

(12章2節「今後求められること」「1・・・聴覚障害教育の目的」で)①の「9歳の壁」は現在も存在するようです。」270P・・・「口話教育との組み合わせによる手話教育」という著者の主張に導く話になっているようなのですが、そもそも「9歳の壁」の内容をもっと詰めないと、問題がはっきりしてこないと思えます。

(同じところの)②③④270P・・・むしろ日本手話による教育の話になっていくのではとわたしにはとらえられます。

「聴者にとって、日本手話の獲得は難しいです。」270P・・・CODAの存在をとらえていない。

「「集団成立」の視点を大切にすること」274P・・・そもそもどういう「集団」なのかの問題があります。

「多くの人々の賛意が得られない考え方や方法は、おそらく広がらないこと」274P・・・「おそらく」という副詞での著者の常套的ごまかし。一般論的な話として書いているのですが、そもそもマジョリティー-マイノリティーの問題を押さえ損なっているのでは。

「筆者が自分に言い聞かせていること」277-8P・・・まさに、適応論になっているのでは。

「らしさ」を尊重しながら、「らしさ」を押しつけないで欲しいです。」278P・・・むしろ押しつけられてきた歴史の中で、押しつけ返すという側面があるのではと思えます。もちろんアンチに留まらないところで、超えていく必要もあるのだとは思いますが。

(編集後記)

◆今回は、隔月刊の発行になりました。臨機応変に、少なくとも隔月発刊以上ということは守りたいと思います。

◆「巻頭言」は、運動を「障害者運動」関係に重心を移したことで、いろいろ考えていることを文にしました。理論と実践との関係で、実践こそが理論的深化をもたらすということかあります。でも、よく考えたらどこでも、同じようなことが繰り返して起きていて、同じことを繰り返しかえし書いているという観があります。

◆「読書メモ」は、手話関係の学習の続きです。持っている本をほぼ読みきれそうです。次回で一段落です。次々回から総括のための歴史学習に入ります。

◆この間の運動の総括のようなことが必要になっていて、いろいろ考え文を書き始めているのですが、ここでも少し導入部分を書こうとしていたのですが、中途半端になり、いろいろ混乱を生みそうなので、改めて別文にします。

◆いろいろ思いが湧いてくるのですが、まとめきれないので、今回の編集後記も短めに、次回の発刊は早めます。

反障害—反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としなが議論していきたいと考えていきます。

■ 連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>